

京都市告示第 642 号

地方自治法施行令第158条第1項の規定に基づき、平成29年3月16日から同年3月31日まで、次の者を京都市公金収納受託者として、本市が定期的に収集する一般廃棄物の処理に係る手数料（指定袋により徴収するものに限る。）の徴収事務を委託します。

平成29年3月16日

京都市長 門川 大作

- 1 名称  
株式会社ツルハ
- 2 住所又は主たる事務所の所在地  
北海道札幌市東区北24条東20丁目1番21号
- 3 取扱店所在地  
京都市西京区川島有栖川町2番地

(環境政策局循環型社会推進部ごみ減量推進課)